

平成20年(ワ)第25098号 国家賠償請求事件

原告 浜友観光株式会社 外1名

被告 国分寺市

原告ら争点整理案(2)

平成23年8月11日

東京地方裁判所民事第6部 御中

原告浜友観光株式会社訴訟代理人

弁護士 山崎 俊 和

原告島田商事有限会社訴訟代理人

弁護士 中村 昭

間 大野 壽 二 枝

間 小 林 大 祐

平成22年11月15日付原告ら争点整理案の「第1」につき、下記のとおり修正する。

記

第1 違法な公権力行使の主体

1 争点

本件条例改正における、被告市長と被告議会との間の共同関係

2 原告の主張

本件条例改正に向けた被告議会及び被告市長の下記一連の共同行為が、原告

らに対する違法な「公権力の行使」であり、原告らの営業の自由を侵害した。

- (1) 平成18年11月29日、原告浜友観光から増床計画撤回の通知を受けた被告市長による、議員提案による図書館条例改正の画策、働きかけ

なお、被告市長は、これ以前から風営法による新規パチンコ店出店規制効果を明示した「旧UFJ銀行の活用の充実について」の作成（乙2・同月15日、同月21日修正）、被告教育委員会に対する図書館条例改正の付議（同月24日・乙5）により、原告浜友観光の出店阻止を画策していた。

- (2) 平成18年12月議会（同月5日）での、被告市長の意を受けた被告議員による図書館条例改正案の提案、並びに被告市長の同提案への同調及び事前準備した補正予算案の提案（甲25・1頁、甲26・4頁）

被告市長及び被告議会の共同関係は、被告政策部長による図書館分館イメージの詳細な答弁（甲26・5～6頁）から明らかである。

- (3) 同日の被告議会における本件条例改正案の可決・成立（甲7）

以上